

○厚木愛甲環境施設組合行政手続条例施行規則

(平成16年6月28日)
規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、管理者以外の執行機関が定めるものを除くほか、厚木愛甲環境施設組合行政手続条例（平成16年厚木愛甲環境施設組合条例第15号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(不利益処分をしようとする場合の手続を要しない処分)

第3条 条例第13条第2項第5号に規定する規則で定める処分は、次に掲げる処分とする。

- (1) 条例等の規定により管理者が交付する書類であつて交付を受けた者の資格又は地位を証明するもの（以下この号において「証明書類」という。）について、条例等の規定に従い、既に交付した証明書類の記載事項の訂正（追加を含む。以下この号において同じ。）をするためにその提出を命ずる処分及び訂正に代えて新たな証明書類の交付をする場合に既に交付した証明書類の返納を命ずる処分
- (2) 届出をする場合に提出することが義務付けられている書類について、条例等の規定に従い、当該書類が条例等に定められた要件に適合することとなるようにその訂正を命ずる処分

附 則

この規則は、公布の日から施行する。